

「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム（WT）」
議事概要

日時：令和4年8月3日（水）14：00～17：00

場所：WEB 開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

松浦 和樹	浜松市	財務部	収納対策課	主任
平岡 信義	神戸市	税務部	収納管理課	担当係長
松島 恵	前橋市	財務部	収納課	主事
古川 翔一	三鷹市	市民部	納税課	主事
熊倉 禎己	三条市	総務部	収納課	係長
西尾 章広	飯田市	総務部	納税課	係長
久能 順平	富士市	総務部	デジタル推進課	主査
渡辺 亮吉	豊橋市	財務部	納税課	主査
溝渕 博生	南国市	税務課	収納係長	
本山 政志	埼玉県町村会	情報システム共同化推進室	室長	
山田 將嗣	地方税共同機構	企画部企画グループ	課長補佐	
吉本 明平	一般財団法人	全国地域情報化推進協会	企画部	担当部長
前田 みゆき	デジタル庁	プロジェクトマネージャー		
三木 浩平	総務省	デジタル統括アドバイザー		

（総務省）

原 敏博	総務省	自治税務局	企画課	企画係長
佐々木 雄基	総務省	自治税務局	企画課	事務官
若槻 祐輝	総務省	自治税務局	企画課	事務官
長谷川 翔平	総務省	自治税務局	企画課	電子化推進室 事務官

【議事次第】

1. 税務システム標準仕様書【第 2.0 版】（案）について

- ・機能要件・帳票要件に関する協議（収納管理）
- ・機能要件・帳票要件に関する協議（滞納管理）

【議事（概要）】

■機能要件・帳票要件に関する協議（収納管理）

- 機能要件 2.1.1. 「合算納付書については、同一「課税年度」での複数期別の合算を想定している。」について、同一「賦課年度」での複数期別の合算を可能とする意見が挙がっている。構成員への事前確認の結果、団体によって運用が異なると考えられるため、同一「課税年度」での複数期別の合算、同一「賦課年度」での複数期別の合算、双方の機能要否について確認したい。

→ 消込処理が問題なく実施できるのであれば、同一「課税年度」での複数期別の合算、同一「賦課年度」での複数期別の合算、のどちらでも運用可能と考える。なお、現行システムでは、パッケージ標準機能にて、同一「課税年度」での複数期別の合算を実施している。

→ 同一「課税年度」での複数期別の合算とした場合、同一「賦課年度」での複数期別の合算と比較して納付書の枚数が増えることが想定されるため、同一「賦課年度」での複数期別の合算ができることが望ましい。なお、現行システムでは、スクラッチ実装にて、同一「賦課年度」での合算を実施している。

→ 承知した。同一「課税年度」ごとの複数期別の合算はパッケージ標準機能にて実装可能であると考えられることから、実装必須機能、同一「賦課年度」ごとの複数期別の合算はカスタマイズが必要と考えられることから、標準オプション機能として定義することとする。また、同一「賦課年度」毎の複数期別の合算が実装される場合には、双方の機能から選択できることとして定義する。

- 納付書について、送付先の項目定義・レイアウトへの記載を行っていないため、納付書のみを送付する場合に別途宛名ラベルが必要となり、業務の煩雑化・封入封緘誤り等が想定されることから、納付書に送付先欄を追加することが望ましい旨、意見が挙がっている。対応可否を伺いたい。

→ 宛名ラベルの同封で問題ないとする。

→ 封入封緘時の作業効率を考慮し、納付書の用紙に送付先を印刷することが望ましい。現行帳票では、封筒の窓枠から参照可能な位置へ送付先を出力している。

→ ご意見について承知した。事務局にて検討する。

→ 封入封緘の際の誤り、業務の煩雑化等を考慮し、送付先を出力した納付書を標準オプション帳票として定義することとする。

- 完納証明書の発行条件について、「本税のみでなく延滞金や督促手数料を含む税に係る徴収金に滞納がないこと」と定義しているが、現行運用にて本税が完納となった場合に発行している団体があることから、「本税に滞納がないこと」としたい旨の意見が挙がっている。発行条件の変更可否を確認したい。

→ 現行運用においては、本税が完納となった時点で完納証明書を発行可能としている。滞納者へ本税優先で納付いただいていることから、本税完納となった場合に完納証明書を発行していると考えられる。システム標準化を機に、発行条件を変更することは避けるべきと考える。

→ ご意見について承知した。事務局にて検討する。

→ 完納証明書は地方税法の規定に基づく帳票ではないことから、運用方法は各地方団体に委ねられることを踏まえ、地方団体ごとに異なる運用が許容される要件として定義することとする。

■ 機能要件・帳票要件に関する協議（滞納管理）

- 充当通知書へ、充当後の未納明細の出力は必要か、各団体の意見を伺いたい。

→ 現行システム帳票では、充当通知書に残未納額が記載されないため、充当後の未納額の通知を送付している。充当通知書に残未納額が記載されるのであれば別帳票でなくとも問題ない。また、出力は、明細別ではなく、合計金額のみでも問題ないとする。

→ 充当通知書に充当額及び充当後の金額が出力されるが、残未納額は出力されない。残未納額についての問合せは一定数受けることが考えられるため、出力されることが望ましい。

→ 承知した。充当後の未納明細の出力について、標準オプション帳票として定義する。

- 差押調書 等の調書において、帳票発行者は首長で定義しているが、徴収吏員名での発行を実施する運用も実施されているとの意見を踏まえ、帳票発行者は自治体で指定した発行者を印字できるよう、要件の修正を検討している。各団体の運用を伺いたい。

→ 首長名での発行、徴収吏員名での発行ともに想定されることから、自治体で指定した発行者で発行できることが望ましい。

→ 承知した。

以上